

装官人第9237号
28. 6. 28
装官人第7862号
一部改正 30. 6. 7
装官人第6841号
一部改正 31. 4. 1
装官人第5002号
一部改正 令和3年3月31日
装官人第1633号
一部改正 令和6年2月1日

防 衛 技 監
長官官房各装備官
長官官房審議官
長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官 殿
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各 部 長
施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛装備庁におけるパワー・ハラスメントの防止等について（通知）

標記について、下記のとおり定めたので通知する。

記

1 目的

パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第17号。以下「訓令」という。）第9条の規定に基づき、防衛装備庁におけるパワー・ハラスメ

ントの防止等に関する事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運用通達 パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令の運用について（防人服（事）第99号。28.3.28）をいう。
- (2) 職員 防衛装備庁に勤務する事務官、技官、自衛官及び非常勤職員をいう。
- (3) 監督者 主任及び係員を除く職員のうち、事実上他の職員を監督する地位にある職員をいう。

3 不利益取扱いの禁止

職員は、他の職員が行ったパワー・ハラスメントに対する通報及び相談の申し出、当該通報及び相談に係る調査への協力等その他パワー・ハラスメントに関し、正当な対応をしたことのためにいかなる不利益も受けない。

4 職員の責務

職員は、運用通達別紙第1に定めるところに従い、パワー・ハラスメントをしないように注意しなければならない。

5 監督者の責務

監督者は、健全な職場環境を確保するため、次に掲げる事項に留意して、パワー・ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、パワー・ハラスメントに関して、監督する職員の言動に十分な注意を喚起し、パワー・ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) パワー・ハラスメント又はパワー・ハラスメントに起因する問題が、職場に生じていないか、又は生じるおそれがないかに関して、監督する職員の言動、勤務態度等に十分な注意を払い、職場環境を害する言動を見逃さないようにすること。
現にパワー・ハラスメント又はパワー・ハラスメントに起因する問題が行われている場合は、迅速かつ適切にその行為を制止し、及びその状態を解消するなど必要な措置を講じること。
- (3) 職員からパワー・ハラスメント又はパワー・ハラスメントに起因する問題に関する通報及び相談があった場合には、運用通達別紙第2に定めるところに従い対応することとし、必要に応じ相談員でない時は、相談者の了解を得た上で、相談員に相談するなどして迅速かつ適切に対応すること。
- (4) 通報及び相談への対応に当たり、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

6 教育等

長官官房各官、各部長及び施設等機関の長は、パワー・ハラスメントの防止等を図るため、職員に対し、必要な教育等を実施するよう努めなければならない。

7 通報及び相談への対応

- (1) 訓令第8条第1項に規定する相談員は、長官官房審議官、各部長又は施設等機関の長が指名するものとし、職員は所属する部署に関わらず、その指名された相談員のいずれかに対し通報及び相談を行うものとする。
- (2) 長官官房審議官、各部長又は施設等機関の長は、指名する相談員のうち少なくとも1名は、相談者の希望する性の相談員が同席できるような体制とするよう努めるとともに、あらかじめ指名の上、これを職員に周知する。
- (3) ハラスメントの相談等は、パワー・ハラスメント（パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第17号）第2条第1号に規定するパワー・ハラスメントをいう。）、セクシュアル・ハラスメント（セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令（平成11年防衛庁訓令第29号）第2条第1号に規定するセクシュアル・ハラスメントをいう。）及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する訓令（平成29年防衛省訓令第73号）第2条第1号に規定する妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをいう。）その他のハラスメントと複合的に生じることも想定されることから、各ハラスメントの相談等を一元的に受けることのできる体制を整備する。
- (4) 職員が、相談員に通報及び相談を行おうとする場合には事前にその旨を相談員に申し出た上、通報及び相談を実施する日時及び場所の指定を受けるものとする。
- (5) 相談員は、運用通達別紙第2に定めるところに従い、通報及び相談に係る問題の事実関係の確認、当該通報及び相談に係る当事者に対する指導及び助言等を適切に行い、当該問題を迅速に解決するよう努めるものとする。
- (6) 相談員は、通報及び相談への対応に当たり、関係者間のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。